



2011年3月15日 第2011-17号

【発行】 J A M

【発行責任者】 斉藤 常

【編集】 政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

厚生労働省

東北地方太平洋沖地震に関する対応を発表

3月11日の東北地方太平洋沖地震に被災された方々にお見舞いを申し上げます。
厚生労働省では、現地連絡本部を設置し、各種の救援・支援対策に当たっています。

【主な対策】

- ・被災された方は、被保険者証がなくても医療機関での受診ができます。
介護保険の被保険者証がなくても介護保険を利用することができます。
- ・母子手帳の交付や、妊産婦・乳幼児に対する健康診断等は、避難先の自治体でサービスを受けることができます。
- ・保険者（健保組合）の判断で、健康保険の一部負担金の減免や保険料の納付期限の延長・猶予を行います。
- ・被災地域の事業所へは、厚生年金保険料・労働保険料の納付期限の延長・猶予を行います。
- ・事業所が災害を受け、事業を休止した等の理由により就労ができず、賃金を受け取れない状態にある方は、失業給付が受給できます。
- ・被災された方の失業給付は、住所地以外のハローワークでも受給できます。
- ・失業の不安や雇用の維持等、被災中の様々な仕事に関する相談にお答えするため、特別相談窓口をハローワークに設置します。
- ・労災保険給付の請求に関して、事業主や病院等の証明が困難な場合は、証明がなくても請求を受け付けます。
- ・被災した中小・小規模企業からの返済猶予への柔軟な対応と、遅延が生じた場合の遡及的な返済猶予手続きについて、株式会社日本政策金融公庫に依頼しました。

<詳しくはこちら>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014i5k-img/2r98520000014i77.pdf>

お問い合わせは、地方労働局・ハローワーク・年金事務所・労働基準監督署へ

<現在閉庁しているハローワーク・労基署等>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014iom-img/2r98520000014iq3.pdf>